

八代広域行政事務組合議会
令和3年2月定例会・会議録
(第1号)

主要目次

1. 管理者提出案件6件・説明	3
-----------------	-------	---

令和3年2月8日（月曜日）

八代広域行政事務組合議会 令和3年2月定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和3年2月8日（月）

1. 招集場所 八代広域行政事務組合議場

1. 出席議員及び欠席議員の氏名

(1) 出席議員（10人）

1番 増田一喜君	2番 成松由紀夫君
3番 百田隆君	4番 橋本幸一君
5番 村川清則君	6番 中村和美君
7番 山本幸廣君	8番 堀徹男君
9番 西尾正剛君	10番 上田健一君

(2) 欠席議員（なし）

1. 説明のため会議に出席した者の職、氏名

管理者 中村博生君（八代市長）
副管理者 藤本一臣君（氷川町長）
監査委員 江崎眞通君
消防長 谷井祐典君、次長兼危機管理監 坂井寿弘君、
次長兼八代消防署長 上野三郎君、会計管理者兼会計課長 竹永功治君、
鏡消防署長 塚本正義君、警防課長 垣下孝幸君、
指令課長 今田博士君、予防課長 濱田克一君、
総務課長 谷口研朗君

1. 職務のため議場に出席した職員の職、氏名

総務課長補佐兼総務係長 久保田宏之君、同課人事教養係長 久保田鉄也君、
同課財政係長 田村修君、同課主任 村上正樹君、同課主任 東坂宰君

1. 議事日程（第1号）

日程第1	会期の決定
日程第2	議第1号 令和3年度八代広域行政事務組合一般会計予算 について
日程第3	議第2号 八代広域行政事務組合議会議員の議員報酬及び 費用弁償に関する条例の制定について
日程第4	議第3号 八代広域行政事務組合特別職の報酬及び費用弁償 に関する条例の全部改正について
日程第5	議第4号 八代広域行政事務組合火災予防条例の一部改正 について
日程第6	議第5号 財産の取得について
日程第7	議第6号 財産の取得について

1. 会議に付した事件

1. 日程第1

1. 日程第2

1. 日程第3

1. 日程第4

1. 日程第5

1. 日程第6

1. 日程第7

1. 休会の件（2月9日から2月17日まで）

○議長（橋本幸一君） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

これより、八代広域行政事務組合議会令和3年2月定例会を開会いたします。

— 議長の諸報告 —

○議長（橋本幸一君） 諸般の報告をいたします。

本日、管理者から議案6件が送付され、受理いたしました。

その余の報告は、朗読を省略いたします。

○議長（橋本幸一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりでございます。

— 日程第1 —

○議長（橋本幸一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から2月18日までの11日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

— 日程第2～日程第7 —

○議長（橋本幸一君） 日程第2から日程第7まで、すなわち議第1号から同第6号までの議案6件を一括議題とし、これより提出者の説明を求めます。

◎管理者（中村博生君） 議長。（挙手）

○議長（橋本幸一君） 管理者 中村博生君。

（管理者 中村博生君 登壇）

◎管理者（中村博生君） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的な感染の急拡大を受け先月7日に緊急事態宣言が再び発令されました。宣言以降、新規感染者数は減少傾向にあるものの、引き続き医療体制がひっ迫している状況などを考慮され、首都圏や関西などの10都府県については、期間を来月7日まで延長することが決定されました。

熊本県においても、先月14日に独自の緊急事態宣言を発令され、不要不急の外出自粛や飲食店の時短営業、テレワークの推進などを要請された結果、県内における新規感染者数も確実に減少してはいるものの、病床使用率や療養者数が依然として高い水準にあることから、宣言期間を今月21日まで延長されました。

一方、管内においては12月上旬から1月下旬にかけて、ほぼ毎日のように感染が確認されておりましたが、ここ最近は新規感染者数ゼロの状況が続いております。地域住民の皆様の感染防止に対する御理解と御協力に、改めて感謝を申し上げますとともに、この流れを止めることなく、終息に向け、引き続き全力で取り組んでいかなければならないと考えております。

消防本部におきましても、救急活動や救助活動、来庁者等との対人対応において徹底した感染防止対策を行っておりますが、今後も気を緩めることなく、感染しない、感染させないことを常に意識した行動に努めてまいります。

それでは、議案の提案理由の説明に先立ちまして、最近の消防本部の動向について報告させていただきます。

令和2年中の火災・救急の件数ですが、火災件数は35件、八代市が33件、氷川町が2件で、前年に比べ1件の減少となりました。火災原因の主なものは焚き火、たばこ、放火の順に多い状況でありました。

また、今年に入り1月だけで5件もの火災が発生し、そのうち建物火災が3件、さらには死者も発生しておりますことから、緊急火災予防対策として車両による広報やケーブルテレビ、組合ホームページ、SNSによる配信など、予防広報活動を強化し、さらなる火災予防に努めるよう指示したところであります。

次に、救急件数ですが、6898件の救急出場があり、前年に比べ499件の減少、搬送人員につきましても6420人と前年比494人の減少でありました。要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響で感染予防の意識が向上し、インフルエンザ等の急病患者が減ったことや、病院での感染リスクを避けるため救急要請を控える心理が働いたこと、外出自粛等により交通事故が減ったことなどが考えられ、全国的にも同様の傾向にあるようでございます。

救急活動では、新型コロナウイルスの感染者を搬送することもありますので、徹底した感染防止対策を講じるとともに、迅速かつ丁寧な活動など、住民満足度の高い消防行政サービスの提供に努めてまいります。

続いて、消防表彰2件について報告いたします。

まず1件目が令和2年7月豪雨災害時における救助事案で、八代市坂本町西部地区で孤立状態となった住民約30人を、NPO法人球磨川アドベンチャーズやつしろのメンバー4人がボート2艘を使用し、安全な場所へ救出されました。自らの生命に危険があるにもかかわらず、迅速に孤立住民を救出された行為に対し、昨年12月21日にNPO法人球磨川アドベンチャーズやつしろ様を、消防長表彰として表彰いたしました。

2件目が令和3年1月4日に発生した火災事案で、住宅火災に気づいた近隣住民5人の方々が消火栓ホースを使用し、出火建物及び隣接する建物へ消火活動を行われたものであります。火災の発見が遅れがちな時間帯の中での通報や、消防隊到着までに隣接する建物への延焼拡大を最小限に食い止められた一連の消火活動に対し、2月10日に消防長表彰を行うことといたしております。なお、消防団員1人と辞退された1人を除く3人の方々を表彰いたします。

改めまして、被表彰者の方々に御礼を申し上げたいと思います。

続きまして、消防車両の更新整備につきましては鏡消防署配備の消防ポンプ自動車、泉分署配備の高規格救急自動車各1台を整備するとともに、被災した坂本

分署配備の災害対応広報車、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車につきましては、令和3年6月から10月にかけてそれぞれ整備を行う予定といたしております。

議員各位におかれましては、事業推進にあたり御理解いただきましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、今後も住民の更なる安心・安全の確保に向け職員一丸となって業務を遂行してまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、消防本部の動向について報告させていただきました。

それでは、引き続き提案理由の説明をいたします。

議第1号の令和3年度八代広域行政事務組合一般会計予算につきましては、組合運営の財源の大半が八代市と氷川町の負担金で賄われていることを再認識し、構成市町の予算編成や歳出削減の取り組み等も参考にしながら、併せて本組合の事務事業につきましても評価・点検を十分に行い、次年度の予算編成を行なっております。

主な内容としましては、まず、消防力充実強化事業では、庁舎建設事業として仮称新開消防署庁舎建設事業における基本設計、地質調査及び造成設計。

消防施設等の整備として、新開分署配備の大型化学車、及び鏡消防署配備の災害対応特殊救急自動車の買い替え整備。

消防資機材整備事業では、水害対応資機材、墜落制止用器具、消防用ホース及び空気呼吸器等の整備。

救急高度化推進事業では、第5次急高度化推進計画に基づく救急救命士、及び救急隊員の養成、応急手当及び救急資機材の整備・更新、住民への応急手当普及啓発活動の推進。

職員研修事業では、熊本県消防保安課、防災消防航空隊及び消防学校への派遣、消防大学校及び消防学校への入校、各種研修並びに講習の受講など、近年多様化する消防行政に対応する人材育成のための予算を計上しております。

次に、議第2号・八代広域行政事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定、及び議第3号・八代広域行政事務組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正につきましては、現行の2つの費用弁償に関する条例から、それぞれ組合議員に係るものと、その他付属機関の非常勤職員に係るものを地方自治法に基づき条例整備を行うことから、所要の条例を制定又は全部改正するものであります。

次に、議第4号・八代広域行政事務組合火災予防条例の一部改正につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議第5号及び議第6号の財産の取得につきましては、いずれも7月豪雨災害で被災しました八代消防署坂本分署配備の車両2台の買い替え購入であり、議第5号が消防ポンプ自動車、議第6号が高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材であります。予定価格2000万円以上の財産の取得については議会の議決が必要となりますことから、提案するものでございます。

以上が、各議案の提案理由の説明となります。詳しい内容については、この後、

消防長が説明いたします。

よろしく御審議のうえ、何とぞ御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

◎消防長（谷井祐典君） 議長。（挙手）

○議長（橋本幸一君） 消防長 谷井祐典君。

（消防長 谷井祐典君 登壇）

◎消防長（谷井祐典君）おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、今回提案をいたしております議第1号・令和3年度八代広域行政事務組一般会計予算について説明いたします。

お手許の予算書の3ページをお開きください。第1条第1項において歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億610万円と定めております。

第2条では債務負担行為について、第3条では地方債について、第4条では一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めております。第5条では、歳出予算の流用について定めております。

4、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算につきましては、後に添付しております一般会計予算に関する説明書により説明いたします。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為につきましては、財務会計システム等リース経費の限度額を1186万5000円、備品管理システムリース経費の限度額を132万円、期間につきましては、いずれも令和4年度から令和7年度までとしております。

第3表、地方債につきましては、消防施設整備事業の限度額を1億410万円、災害復旧事業の限度額を600万円とし、利率については、いずれも4%以内と定めております。

それでは予算に関する説明をいたします。10ページをお開きください。

2. 歳入ですが、款1・分担金及び負担金の目1・市町負担金は、消防費負担金として20億9125万3000円を計上しており、予算総額の約90.7パーセントを占めております。

款2・使用料及び手数料において、項1・使用料、目1・消防使用料は自動販売機の行政財産使用料等として14万8000円を計上。項2・手数料、目1・消防手数料は危険物申請手数料等として548万4000円を計上しております。

款3・国庫支出金の目1・消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金として1481万9000円を計上しております。

11ページをお願いします。款4・県支出金の目1・消防費県補助金は球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金として516万円を計上しております。

款5・財産収入においては、項1・財産運用収入の目1・財産貸付収入は自動販売機設置料等として99万5000円、目2・利子及び配当金は職員退職手当基金等の利子8万9000円を計上。項2・財産売払収入の目1・物品売払収入は、廃車車両の売払いとして64万9000円を計上しております。

12ページをお開きください。款6・繰越金の目1・繰越金は5800万円を

計上しております。款7・諸収入においては、項1、目1・組合預金利子では1000円を計上し、項2、目1・雑入1940万2000円の主なものとしまして高速道路救急支弁金、熊本県派遣職員人件費などを計上しております。

13ページをお願いします。款8・組合債の目1・消防債1億1010万円は災害対応特殊救急自動車、及び大型化学車の整備、並びに坂本分署仮設庁舎リースに伴う消防債でございます。

以上で歳入の説明を終わり、引き続き歳出について説明いたします。

14ページをお願いします。款1・議会費の目1・議会費では議員の報酬及び行政視察費等に係る旅費をはじめ、議会運営費としまして136万6000円を計上しております。

次に、款2・総務費の目1・一般管理費におきましては4384万1000円を計上しております。主な内容としましては、本組合の全般的な管理事務、財務・財産管理等に要する経費でございます。

15ページをお願いします。節10・需用費1029万2000円は本組合管内の全世帯に配布しております組合広報紙キララの発行に伴う印刷製本費、本部主訓練棟の改修など庁舎に係る修繕料等に要する経費が、その主なものでございます。節12・委託料1176万円は庁舎維持管理の業務委託に要する経費、節13・使用料及び賃借料941万3000円は坂本分署仮設庁舎リース経費などによるものでございます。節24・積立金1008万9000円は、庁舎建設基金への積立1000万円と各基金の利子分の積立でございます。

16ページをお開きください。款2・総務費の目1・監査委員費では監査に要する経費としまして1万8000円を計上しております。

次に、款3・消防費の目1・常備消防費では18億2232万円を計上しております。主な内容としましては消防職員220人及び再任用職員17人分の人件費、即ち給料、職員手当等、共済費合わせまして16億4992万9000円でございます。

17ページをお願いします。節10・需用費4767万6000円は消防車両等の燃料費、光熱水費などに要する経費がその主なものでございます。節11・役務費1347万7000円は指令回線や電話料等の通信運搬費、車検時の自動車保険料等に要する経費が、その主なものでございます。

節12・委託料3296万2000円は高機能消防指令システム等保守委託、職員健康診断委託に要する経費が、その主なものでございます。

18ページをお願いします。節13・使用料及び賃借料2554万2000円は職員の仮眠用寝具、事務機器等に係るリース料や防火衣リース料が、その主なものでございます。節17・備品購入費3495万3000円は、法令改正に伴う墜落制止用器具の整備等による機械器具費、職員の貸与被服費、令和2年7月豪雨災害を踏まえ、水害対応資機材の拡充整備など災害対策強化費に要する経費でございます。節18・負担金補助及び交付金1197万6000円は協議会関係負担金や消防学校入校負担金等が、その主なものでございます。

次に、目2・消防施設費では1億3232万7000円を計上しております。主な内容としまして、節17の備品購入費1億2900万円は消防力の充実強化のため、鏡消防署の災害対応特殊救急自動車、新開分署の大型化学車の買い替え

整備に伴う経費でございます。

19ページをお願いします。目3の特別防災費では1億6325万8000円を計上しております。主な内容といたしましては消防職員20人の人件費、即ち給料、職員手当等、共済費合わせまして1億5423万4000円でございます。節8・旅費から20ページの節26・公課費までの支出項目につきましては、常備消防費と同様の項目で計上しております。

目4・庁舎建設事業費では3551万3000円を計上しております。これは、節12・委託料として仮称新開消防署庁舎建設事業における基本設計、地質調査及び造成設計の業務委託にかかる経費でございます。

21ページをお願いします。款5・公債費では1億345万6000円を計上しております。これは庁舎建設事業債、消防施設整備事業債及び災害復旧事業債の元金の償還分9996万6000円、及び利子の償還分349万円でございます。款6・予備費では前年度同様400万円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わり、少し飛びまして、29ページをお開きください。

これは坂本分署仮設庁舎リース、財務会計システム等リース、備品管理システムリースそれぞれの経費に係る債務負担行為の支出額に関する調書で、令和3年度以降の支出予定額は、坂本分署仮設庁舎リース経費が1億1316万円、財務会計システム等リース経費が1186万5000円、備品管理システムリース経費が132万円でございます。

30ページをお願いします。これは地方債の現在高に関する調書で、令和3年度末現在高見込み額の合計は9億2990万3000円でございます。

31ページですが、これは関係市町別負担金表で、令和3年度の負担金は八代市が18億5639万6000円、氷川町が2億3485万7000円で、合計20億9125万3000円でございます。

以上で、議第1号・令和3年度八代広域行政事務組合一般会計予算についての説明を終わります。

次に、議第2号・八代広域行政事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、説明いたします。

議案書の議第2号1ページをお願いします。この制定は地方自治法第203条第4項の規定に基づき、現行の八代広域行政事務組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例中の、議会議員に係る部分を抽出し、併せて費用弁償等を見直し、新たに新規条例として制定するものでございます。

2ページをお願いします。本則におきましては第1条で趣旨を、第2条で議員報酬を、第3条で支給方法を、第4条で費用弁償を定め、会議等の出席における費用弁償額を居住校区に応じた別表第2の費用弁償額に見直し、第5条で委任について定めております。

附則につきましては、施行期日を令和3年4月1日といたしております。

以上で、議第2号・八代広域行政事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についての説明を終わります。

次に、議第3号・八代広域行政事務組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について、説明いたします。

議案書の議第3号3ページをお願いします。この改正は現行の2つの報酬及び

費用弁償条例の中から、議第2号で説明した議員に係るものを除いた正副管理者・監査委員、及びその他非常勤の職員についてを地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の報酬及び費用弁償に関する条例として一本化し整理することから、その全部を改正するものでございます。

4ページをお願いします。本則におきましては第1条で趣旨を、第2条で非常勤職員の報酬を、第3条で支給方法を、第4条で費用弁償を、第5条で委任をそれぞれ定めております。

附則につきましては、第1項で施行期日を令和3年4月1日とし、第2項で現行の八代広域行政事務組合報酬及び費用弁償条例を廃止することといたしております。

以上で、議第3号・八代広域行政事務組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についての説明を終わります。

次に、議第4号・八代広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、説明いたします。

議案書の議第4号6ページをお願いします。この改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車等に充電する急速充電設備の全出力の上限を現行の50キロワットから200キロワットまでに拡大し、併せてその火災予防上の必要な措置を定めるとともに、その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

7ページをお願いします。本則におきましては、第8条の3においては号ズレ及び誤記の訂正、第11条の2においては、電気自動車等へ充電する設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大し、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に、第1号で急速充電設備の屋外設置基準。第13号でコネクター操作時の落下防止措置。第14号で充電用ケーブルの冷却液体の漏えい防止措置及び液体の流用や温度異常時の急速充電設備の自動停止措置。第15号で複数の充電用ケーブルの同時使用に伴う開閉器の異常検知及び異常時の急速充電設備の自動停止措置を新たに追加しております。

また、第45条においては火を使用する設備等の設置の届け出に、急速充電設備を追加しております。

附則につきましては、第1項で施行期日を令和3年4月1日とし、第2項で経過措置として、現に設置され、又は工事中の急速充電設備については従前の例によることと定めております。

以上で、議第4号・八代広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についての説明を終わります。

次に、議第5号・財産の取得について、説明いたします。

議案書の議第5号8ページをお願いします。議第5号の財産の取得につきましては、7月豪雨災害で被災しました八代消防署坂本分署配備の消防ポンプ自動車の買い替えに伴うものでございます。

取得予定価格は2618万円で、熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号の熊本いちほら工業株式会社、代表取締役澤田悦幸様と契約を行うものです。

予定価格が2000万円を超える財産の取得となりますことから、議会にお諮

りするものでございます。

以上で、議第5号の財産の取得についての説明を終わります。

最後に、議第6号の財産の取得について、説明いたします。

議案書の議第6号9ページをお願いします。議第6号の財産の取得につきましては、議第5号と同様、7月豪雨災害で被災しました八代消防署坂本分署配備の高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材一式の買い替えに伴うものでございます。

取得予定価格は2778万1160円で、熊本市中央区神水2丁目10番1の105号、株式会社ニッケカスタム熊本、代表取締役渋谷明子様と契約を行うものです。

予定価格が2000万円を超える財産の取得となりますことから、議会にお諮りするものでございます。

以上で、今回提案の議第1号から議第6号までの説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本幸一君） 以上で、提出者の説明を終わります。

○議長（橋本幸一君） 日程第2から日程第7までの議案6件の議事を、しばらく中止いたします。

— 休会の件 —

○議長（橋本幸一君） この際、休会の件についてお諮りいたします。

明2月9日から2月17日までは休会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○議長（橋本幸一君） 日程第2から日程第7までの、議案6件の議事を再開いたします。

○議長（橋本幸一君） この際、お諮りいたします。

本6件に対する本日の議事はこの程度にとどめ、延会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、明2月9日から2月17日までは休会とし、次の会議は2月18日午前10時に開きます。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労様でした。

（午前10時38分 延会）